

## 労働者派遣事業におけるマージン率の公開

(2024年3月31日現在)

2012年10月1日付の「改正労働者派遣法」施行に伴い、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。法律に基づき、当社の直近の事業年度におけるマージン率を公開いたします。

派遣労働者の数	4
派遣先の数	4
労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間当たり）	33,663円
労働者派遣の賃金の平均額（1日8時間当たり）	28,406円
マージン率	15.6%
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ研修 ビジネスマナー研修 等
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない <input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している  【協定労働者の範囲】 ソフトウェア開発技術者、パソコン操作員、デザイナー  【協定書の有効期間終期】 令和7年3月31日

※マージン率の中には次の項目が含まれております。

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料など事業者負担分
有給休暇費用	有給休暇取得時にかかる賃金
健康診断費用	健康診断の受診費用
福利厚生費	福利厚生費
営業利益	営業利益